

那覇広域都市計画の変更に関する住民説明会 ～区域区分・臨港地区・用途地域・下水道～

那覇広域都市計画区域は今後一定程度人口増加が見込まれていることから、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用が図られるよう、区域区分等の都市計画変更を行います。

本日は、都市計画の変更を行うための都市計画原案の概要の説明会であり、この説明会は都市計画決定の手続きの一つとなります。

【会 次 第】

進行：沖縄県

1. 開会
2. 開会のあいさつ（沖縄県）
3. 説明
 - （1）沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課
 - （2）那覇市 都市みらい部 都市計画課
4. 質疑応答
5. 閉会のあいさつ（那覇市）
6. 閉会

【用語解説】

区域区分：計画的な市街化を図る為、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。

市街化区域：既に市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

臨港地区：港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものがあります。

用途地域：都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。

下水道：生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える上で必要不可欠な施設。

【問い合わせ先】

沖縄県 都市計画・モノレール課 企画班

TEL(098)866-2408

那覇市 都市みらい部 都市計画課

TEL(098)951-3246

沖縄県QR

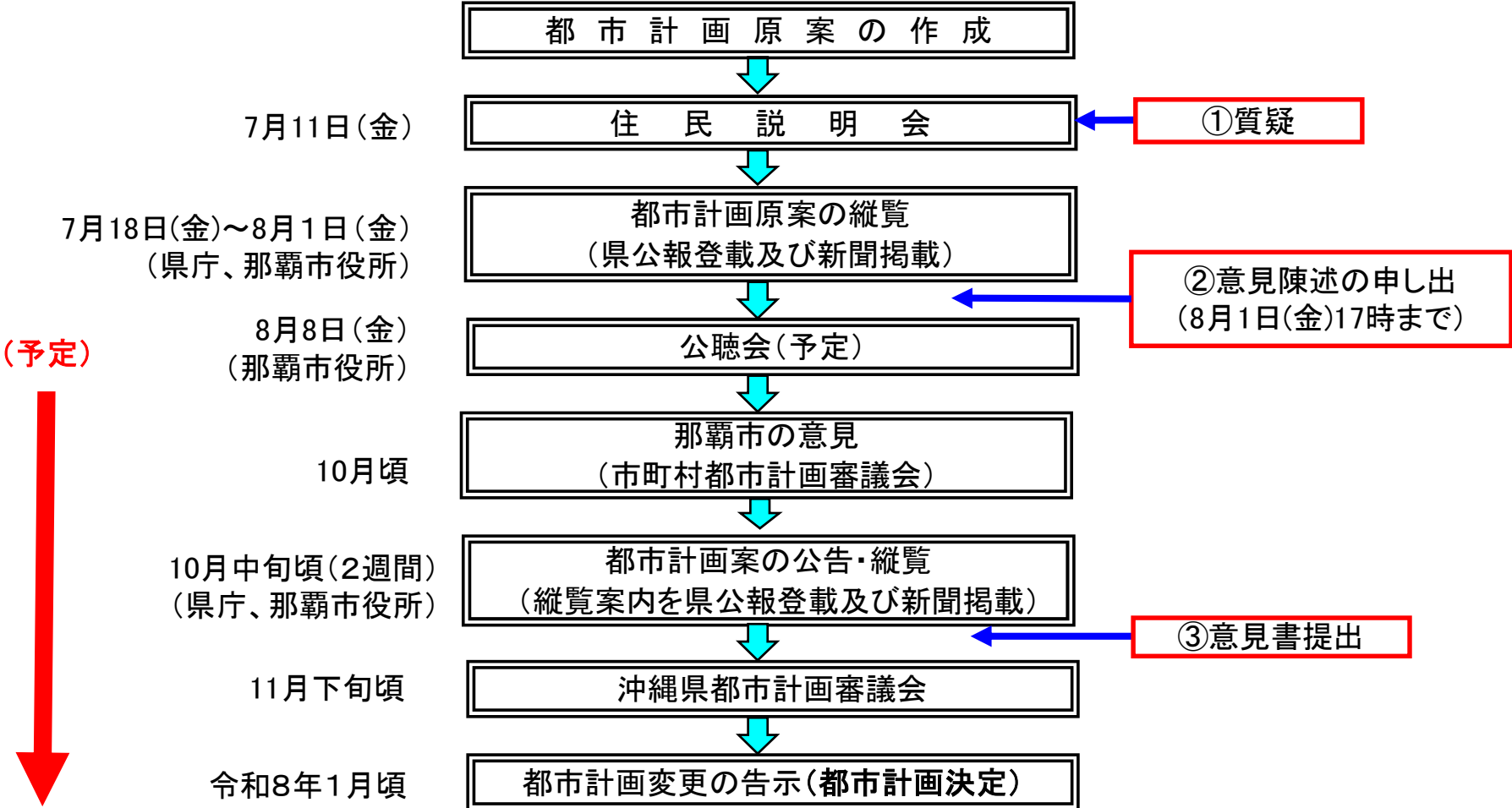


那覇市QR



都市計画変更の手続き

【県決定】那覇広域都市計画区域区分等の変更 泊・新港臨港地区



当該案件に関する意見を述べる機会は、①本日の住民説明会の質疑のほか、②「公聴会」での意見陳述の申し出及び③「都市計画案の縦覧期間中」の意見書提出において用意されております。
なお、公聴会のための都市計画原案の縦覧期間中に意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会は開催しません。

※上記は現時点の予定であるため、今後スケジュールが変更になることがあります。

沖縄県都市計画公聴会規則 (第4条)

公聴会に出席して意見を述べることができる者は、公聴会の案件に係る都市計画区域内において住所を有する者とする。

(第5条)

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年令を記載した書面を知事に提出しなければならない。

【市決定】那覇広域都市計画用途地域等の変更 泊・新港臨港地区

